

第 2 1 予防規程（法第 1 4 条の 2 第 1 項）

1 予防規程に係る基本事項

(1) 予防規程とは【S 4 0 自消丙予発 1 7 8】

予防規程とは、火災予防に資するため、危険物施設の実態（区分、用途、規模等）に応じて事業所自らが具体的に発案する危険物の貯蔵又は取扱いに係る自主保安基準である。

法第 1 4 条の 2 第 1 項の規定により予防規程の作成が義務となる危険物施設（以下「予防規程対象施設」という。）は、危規則第 6 0 条の 2 に規定される事項等について予防規程に定め、遵守する必要がある。

(2) 予防規程の作成単位（認可の申請）【S 4 0 自消丙予発 1 7 8】

予防規程の作成単位は、危険物施設ごととする。ただし、同一事業所内に複数の危険物施設がある場合は、予防規程対象施設だけでなく、予防規程対象施設以外の危険物施設も含めて一の予防規程として作成させ、当該予防規程に予防規程を適用する範囲が確認できる資料（予防規程適用範囲とした危険物施設の位置・名称を記載した配置図及び当該施設一覧表等）を添付するよう指導する。★

(3) 消防計画、事業所防災計画及び防災規程等の関係

消防計画、事業所防災計画及び防災規程（以下「他規程等」という。）と予防規程との関係は次のとおりである。

なお、事業所に予防規程と関連のある他規程等が複数ある場合は、優先順位を明確にし、記載内容に矛盾が生じないように定めるよう指導する。★

法第 8 条第 1 項の規定により、消防計画の作成が義務となる防火対象物（事務棟等の建物）内の全部又は一部に予防規程対象施設を有する事業所は、当該予防規程対象施設の部分に係る予防規程に定めるべき事項については予防規程に定め、当該予防規程対象施設を含む防火対象物全体に係る防火管理の基本方針については、消防計画を定める必要がある。

(4) 予防規程のまとめ方

予防規程のまとめ方及び具体性の程度は法令で規定されておらず、当該危険物施設の実態又は作成する事業所の任意によるものであるが、予防規程の実効性を確保するため、次のアからウまでによるよう指導する。★

ア 当該危険物施設の実態に即していること。

イ 容易に運用できること。

ウ 他規程等との整合性が保たれ、統一的に実施できること。

(5) 認可基準【S 4 0 自消丙予発 1 7 8】

次に該当する場合は、予防規程に認可を与えないこと。

ア 予防規程に定めるべき事項が明確でない場合

イ 予防規程の内容が危政令第 4 章の規定に違反する場合

ウ その他火災予防上不適当と認められる内容が予防規程にある場合

2 予防規程に定めるべき事項

(1) 全ての危険物施設が定めるべき事項

危規則第60条の2に基づき、全ての危険物施設が予防規程に定める必要がある各事項について、次のとおり指導する。★

ア 総括的事項

(ア) 目的

予防規程の目的が、危険物施設の火災、危険物の流出事故、震災等の災害（以下「災害等」という。）の予防、被害軽減であることを定めていること。

(イ) 適用範囲

危険物施設の全域を適用範囲と定めていること。

(ウ) 遵守義務

a 危険物施設の勤務員に遵守義務を課すことを定めていること。

b 必要に応じて、事業所に入出入りする者に予防規程の内容を周知徹底させる義務があることを定めていること。

(エ) 規程の変更

a 危険物保安監督者等、危険物の貯蔵・取扱いに従事する者が、予防規程の立案、改正に参画することを定めていること。

b 予防規程を変更する際、必要に応じて消防局に事前相談することを定めていること。

c 予防規程に定めるべき事項の一部を細則に定める危険物施設にあっては、細則を追加、変更又は削除する場合の手続き等について定めていること。

イ 保安管理組織【危規則第60条の2第1項第1号関係】

(ア) 保安管理組織の構成

保安管理組織の構成を具体的に定めていること。

(イ) 構成員の職務

保安管理組織の構成員の職務を具体的に定めていること。

(ウ) 保安管理組織を構成する者の代行

保安管理組織を構成する者の代行の確保について定めていること。

ウ 危険物保安監督者の代行【危規則第60条の2第1項第2号関係】

(ア) 危険物保安監督者の代行者の指定

a 危険物施設の規模、人員、勤務形態等に応じて、危険物保安監督者の代行者を確保することを定めていること。

b 危険物保安監督者の代行者は、保安監督ができる立場の者をあらかじめ指定することを定めていること。

エ 自衛の消防組織【危規則第60条の2第1項第3号関係】

(ア) 自衛の消防組織の編成等

- a 自衛の消防組織を編成し、自衛消防隊長及び隊員を指定することを定めていること。
また、勤務シフト等による人員交替や休日・夜間等で人員の減少がある危険物施設にあつては、必要に応じて通常時以外の構成を別に定めていること。
- b 危険物施設で起こりうる災害等を想定し、自衛消防隊長及び各班の隊員の任務を定めていること。
- c 自衛消防隊長及び隊員の代行の確保について定めていること。

(イ) 緊急時の連絡手段等

- a 緊急時の連絡手段について定めていること。
- b 自衛の消防組織の通信・連絡手段に関することを定めていること。
- c 自衛の消防組織の本部位置及び人員、資料等の集結に関することを定めていること。

(ウ) 協定等の締結

周辺地域の事業所及び町会・自治会との災害等の応援、協力に関する協定等の締結について定めていること。

(エ) 防災資機材の整備

防災資機材の整備について定めていること。

オ 保安教育及び訓練【危規則第60条の2第1項第4号関係】

(ア) 勤務員の保安教育及び訓練

保安教育及び訓練の対象者、実施期間及び内容等について、次のとおり定めていること。

- a 対象者を全勤務員とすること。
- b 年間の計画に基づいて実施すること。
また、新入社員等への保安教育は勤務することになった時に別途実施すること。
- c 保安教育の内容に、施設概要及び作業の実態に即した保安に必要な知識及び技能を含めること。

カ 危険物の保安のための巡視、点検及び検査【危規則第60条の2第1項第5号関係】

(ア) 巡視、点検及び検査の留意事項

- a 巡視、点検及び検査を定期的に実施することを定めていること。
- b 施設及び設備の維持管理の徹底を図るため、施設及び設備ごとの巡視・点検・検査の基準及び記録表（チェックリスト）の整備について定めていること。
- c 巡視、点検及び検査は、必要な資格を有する者が危険物保安監督者等の確認のもとで行うことを定めていること。
- d 巡視、点検及び検査で異常が発見された場合の対応を定めていること。

キ 施設の運転又は操作【危規則第60条の2第1項第6号関係】

(ア) 施設の運転又は操作の留意事項

- a 安全に運転・操作するための基準の整備について定めていること。
- b aで整備する基準に、緊急停止に係ること（停止及び再始動の手順、決定者等、運

転員の引継ぎ交代に係ることを定めること。) 。

- c aで整備する基準の定期的な見直しについて定めていること。
- d 危険物施設に関係のない人の立入制限、車両等の通行規制について定めていること。
- e 危険物を取扱う施設の運転又は操作は、危険物取扱者が行うか、危険物取扱者の立会いのもとに行われることを定めていること。
- f 施設の運転又は操作に伴い火気を使用する作業を行う危険物施設にあっては、火気使用に係る安全対策を、ケ(イ)を準用して定めていること。

ク 危険物の貯蔵又は取扱い作業【危規則第60条の2第1項第7号関係】

(ア) 危険物の貯蔵又は取扱い作業の留意事項

- a 安全に危険物の貯蔵又は取扱い作業を行うための基準の整備について定めていること。
- b aで整備する基準の定期的な見直しについて定めていること。
- c 危険物取扱者が不在となる場合、危険物の取扱い作業を行わないことを定めていること。
- d 移動タンク貯蔵所からタンクに危険物の荷卸しを行う危険物施設にあっては、荷卸し時に施設の危険物取扱者が必ず立ち会い、危険物の種類、タンク残量及び荷卸し数量を確認することを定めていること。

また、可燃性蒸気回収装置を使用する場合は、回収ホースが移動タンク貯蔵所と通気管の可燃性蒸気回収装置の接続口に確実に接続されていることを確認することを定めていること。

ケ 補修等の工事及び火気使用等の安全管理【危規則第60条の2第1項第8号及び8号の2関係】

(イ) 補修等の工事の留意事項

- a 工事管理体制、工事責任者の指定、工事に必要な手続き、工事の安全対策（標識の掲出、開始と終了の連絡及び工事作業前の確認事項、工事場所周辺の施設・設備の安全確認、作業員の遵守事項、工事の立会い等）に係る事項について定めていること。
- b 工事開始前に工事場所から危険物を安全に排除する方法及び排除完了の確認方法について定めていること。
- c 工事を行いながら危険物施設の一部を使用する場合に、工事に伴う変更内容等を勤務員に事前に周知することを定めていること。

(ロ) 火気使用の留意事項

- a 安全に火気を使用するための基準の整備について定めていること。
- b aで整備する基準に、使用する火気の種類、火気使用禁止区域、火気使用権限者、必要な安全対策に係ること（標識掲出、開始終了報告、事前確認事項等）を定めること。
- c aで整備する基準の定期的な見直しについて定めていること。

コ 災害その他の非常の場合（風水害及び津波を除く。）に取るべき措置【危規則第60条の2第1項第11号及び11号の2関係関係】

(ア) 火災、危険物の流出時の措置

- a 火災、危険物の流出の発生直後から施設再開までの措置（操業・火気使用の中止又は制限、応急措置、緊急点検及び施設再開の判断基準、緊急点検で危険箇所が確認された場合の二次災害の発生防止措置等）について定めていること。
- b 自衛の消防組織の活動を、エで定める任務内容等に基づき定めていること。
- c 事故後の現場保存、原因究明等について定めていること。

(イ) 地震時の措置

- a 地震発生直後から施設再開までの措置（操業・火気使用の中止又は制限、応急措置、緊急点検及び施設再開の判断基準、緊急点検で危険箇所が確認された場合の二次災害の発生防止措置等）について定めていること。
- b 地震に伴う火災、危険物の流出が発生した場合の措置を、(ア)を準用して定めていること。
- c 地震情報の収集及び周辺住民等への広報について定めていること。
- d 危険物施設内で地震被害があり補修工事を行う場合の対応を、ケを準用して定めていること。

(ウ) 緊急点検及び施設再開の可否判断の方法

災害等発生直後の緊急点検により異常等が確認された場合、専門業者による点検、補修を待たず臨時的対応（災害等の被害で、技術的基準に適合しなくなった危険物施設において、緊急性や社会的な必要に迫られて臨時的に施設を使用するために、一定の安全性を確保する目的で講じられる対応をいう。）により施設再開する必要がある危険物施設にあっては、次のいずれかを活用して緊急点検及び施設再開の可否判断を行うことを定めていること。

- a 営業継続判断支援ツール
- b 危険物施設に応じた緊急点検項目及び施設再開の判断基準を定めた緊急点検票

サ 保安に関する記録並びに書類及び図面の整備【危規則第60条の2第1項第12号及び第13号関係】

(ア) 保安に関する記録の整備

次の保安に関する記録の整備について定めていること。

- a 保安教育及び訓練の実施記録
- b 巡視、点検及び検査の実施記録（異常確認時に実施した応急措置の内容を含む。）
- c 補修等の工事の実施記録
- d 火気作業の実施記録
- e 災害等発生後に実施した緊急点検及び施設再開の可否判断の記録

(イ) 書類及び図面の整備

- a 危険物施設の許可書類等の保管、整理について定めていること。
- b 危険物施設の位置、構造及び設備に変更があった場合、保管する図面等を更新することを定めていること。

シ その他危険物の保安に関し必要な事項【危規則第60条の2第1項第14号関係】

- (ア) 保安業務等の一部を委託する危険物施設にあつては、防災活動及び教育訓練等が一体的な指揮命令系統のもとに行える体制を確保し、委託者の情報及び委託する業務範囲について定めていること。
- (イ) 施設、設備の耐震化を促進することについて定めていること。

(2) 一部の危険物施設が定めるべき事項

危規則第60条の2又は国通知等に基づき、一部の危険物施設のみが予防規程に定める必要がある各事項について、危険物施設の実態に応じて次のとおり指導する。★

ア 災害対策に係る事項

風水害被害が想定される危険物施設が講じる風水害対策【R2消防危86及びR3消防危49】

(ア) 定める必要がある危険物施設

地方公共団体等が作成するハザードマップ等において、風水害による被害が想定される危険物施設

(イ) 定めるべき事項

風水害対策に係る次の事項を定めていること。

- a 平時からの事前の備えについて
 - (a) 地方公共団体等が作成するハザードマップ等を参照し、風水害リスクを定期的に確認すること。
 - (b) 想定される風水害リスクと危険物施設の実態を踏まえ、定期的に風水害対策の実施計画等の見直しを行うこと。
 - (c) 風水害対策に必要な資機材等の整備を行うこと。
 - (d) 勤務員への風水害対策に係る教育、訓練に関すること。
- b 危険性が高まってきた場合の対応について
 - (a) 地方公共団体等からの防災情報（警戒レベル等）に応じて講じる措置に関すること。
 - (b) 浸水、土砂流入、強風、停電等の危険性に応じて講じる措置に関すること。
- c 天候回復後の点検・復旧について
 - (a) 緊急点検及び施設再開の可否判断に関すること。
 - (b) 電力復旧時の確認事項に関すること。
- d 風水害対策の実施計画に基づく対応のため、危険物の仮貯蔵等を行う計画がある危険物施設にあつては、実施計画書に基づき講じる安全対策に関すること。

イ 給油取扱所に係る事項

(7) 給油取扱所の自主保安基準【危規則第60条の2第1項関係（給油取扱所に係る部分に限る。）】

a 定める必要がある危険物施設全ての給油取扱所

b 定めるべき事項

給油取扱所における給油作業及び注油作業（以下「給油作業等」という。）、給油作業等以外の業務等に係る次の事項を定めていること。

(a) 無資格の勤務員が給油作業等を行う場合における危険物取扱者の立会義務に関すること。

(b) 給油作業等を安全に行うために必要な事項（油種の確認、裸火等の器具の使用場所の制限、自動車等のエンジン停止、注油を行う運搬容器の法令適合の確認等）に関すること。

(c) 給油目的以外の自動車等が駐車できる場所に関すること。

(d) 給油作業等以外の業務を行う際の施設内にいる客等の状況に応じた十分な係員の配置及びこれによる整理、誘導に関すること。

(e) 物品の販売を行う場所等に関すること。

なお、屋外において物品販売を行う場合は、(カ) bに記載する事項について定めること。

(f) 休日、夜間等で、給油業務が行われていない時（以下「給油業務時間外」という。）の勤務員以外の者の出入りを禁止するための措置（ロープ、チェーンの展張等）に関すること。

(g) 専用タンク又は簡易タンクへの危険物の注入作業が行われているときに当該専用タンク又は簡易タンクに接続する固定給油設備又は固定注油設備による給油又は注油を行うため、危規則第40条の3の3の2各号に定める措置を講じた給油取扱所にあつては①から③までの業務を同時に行った場合において、いずれの業務もおろそかにならない具体的方法等に関すること。

① 専用タンク又は簡易タンクへの荷卸し作業の立会い（単独荷下ろしが可能な給油取扱所を除く。）

② 給油又は詰替え等の危険物取扱作業

③ 危険物取扱者以外の勤務員又は顧客（顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所に限る。）が行う給油又は詰替え等の危険物取扱作業に対する立会い又は監視等の業務

(h) その他給油取扱所の形態等に応じた必要な事項に関すること。

(イ) 給油業務時間外に給油業務に係る勤務員以外が出入りする給油取扱所の自主保安基準【危規則第60条の2第1項第8号の5関係】【R6消防危40】

a 定める必要がある危険物施設

給油業務時間外に、危規則第25条の4第1項第6号に掲げる用途に係る業務を行

う等の理由により給油業務に係る勤務員以外の者が出入りするため、危規則第40条の3の6の2各号に掲げる措置を講じた給油取扱所

b 定めるべき事項

給油時間外に給油業務に係る勤務員以外の者が出入りすることに伴う安全対策について次の事項を定めていること。

(a) 固定給油設備、固定注油設備、簡易タンク、通気管、専用タンクの注入口、危規則第25条第2号に掲げるタンクの注入口その他危険物と取り扱う箇所の周囲に勤務員以外の者を近寄らせないための措置（カラーコーン、コーンバー、ロープ等による進入防止等）に関すること。

(b) 固定給油設備、固定注油設備、簡易タンク、ポンプ、制御卓その他危険物と取り扱う設備をみだりに操作させないための措置（保護カバーの設置、ノズルの施錠及び電源遮断等）に関すること。

(c) (a)及び(b)のほか、給油業務に係る勤務員以外の者の利用を禁止する箇所又は設備に給油業務に係る勤務員以外の者を近寄らせないための措置（施錠等）に関すること。

(d) 緊急時の対応及び措置に関する表示（緊急連絡先、事故時の具体的な措置及び指示事項等）に関すること。

(e) 保安のための措置に関すること。

① 不必要な物件が放置されないようにするための管理の徹底に関すること。

② 裸火等の器具の使用禁止に関すること（災害時等において、可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所で発電機等を使用する場合を除く。）。

③ 消火器等の消防用設備等の適切な設置に関すること。

④ 不特定多数の者の利用に供する場合における利用者数の管理及び避難経路の確保に関すること。

(f) 給油取扱所関係者が不在となる場合における火災予防上及び危険物の保安上の措置に関すること。

なお、当該措置として、例えば次の事項が挙げられる。

① 消火器の追加設置

② 給油取扱所の事業者側における緊急時の対応に係る体制の確保

③ 給油業務時間外に出入りする事業者側における防火管理体制の確保

④ 給油取扱所関係者側と給油業務時間外に出入りする事業者側における責任の所在の明確化

(g) 危険物保安監督者等の給油取扱所の関係者が、給油業務時間外の給油業務に係る勤務員以外の出入りを管理すること。

(h) 給油取扱所の所有者等と給油業務時間外に出入りする事業者が異なる場合にあっては、①及び②の事項

- ① 契約、覚書等による防火管理及び施設等の管理責任の明確化に関すること。
 - ② 給油取扱所の所有者等と給油業務時間外に出入りする事業者が異なっても、危険物保安監督者等が給油取扱所の危険物保安を行うこと。
- (ウ) 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の自主保安基準【危規則第60条の2第1項第8号の4関係】【H10消防令第25】
- a 定める必要がある危険物施設
顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所
 - b 定めるべき事項
顧客に対する監視その他保安のための措置に係る次の事項を定めていること。
 - (a) 顧客用固定給油設備の1回の給油量及び給油時間の上限並びに顧客用固定注油設備の1回の注油量及び注油時間の上限の設定に関すること。
 - (b) 監視等を行う危険物取扱者及びその指揮下で監視等を行う勤務員（以下「危険物取扱者等」という。）の体制に関すること。
 - (c) 監視等を行う危険物取扱者等への監視等に係る教育及び訓練に関すること。
- (エ) 可搬式制御機器の使用に係る給油取扱所の自主保安基準【R2消防第87及びR6消防第279】
- a 定める必要がある危険物施設
顧客自らの給油作業等を制御するために可搬式制御機器を使用する顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所
 - b 定めるべき事項
可搬式制御機器の取扱いに係る次の事項を定めていること。
 - (a) 使用することができる可搬式制御機器の規格等に関すること。
なお、防爆構造のもの又は「IEC 60950-1」、「JIS C 6950-1」、「IEC 62368-1」、「JIS C 62368-1」の規格に適合するものを使用すること。
 - (b) 可搬式制御機器の落下防止の保護措置に関すること。
なお、落下防止の保護措置には、肩掛け紐付きカバー又はアームバンドがある。
 - (c) 可搬式制御機器を使用できる場所に関すること。
 - (d) 火災等の災害発生時の可搬式制御機器の運用に関すること。
 - (e) 可搬式制御機器の管理体制に関すること。
 - (f) 火災発生時に初期消火を迅速に実施するための消火器の配置に関すること。
 - (g) 火災等の災害発生時における応急対応を含め可搬式制御機器を運用するために必要な勤務員への教育・訓練に関すること。
 - (h) 監視制御装置を設置して情報提供型AIシステムを導入する給油取扱所において、固定給油設備や給油空地等の近傍以外の場所から、可搬式制御機器を用いて顧客自らによる給油作業を監視し給油許可を行う場合は、次の場合に従業員がとるべき措

置に関すること。

- ① 装置及び機器等に異常や故障が発生した場合
- ② 顧客からの呼び出しがあった場合
- ③ 事故が発生した場合

(ウ) 携帯型電子機器の使用に係る自主保安基準【H30消防危154】

a 定める必要がある危険物施設

接客、施設や在庫の管理及び点検等の業務にタブレット端末等の携帯型電子機器を使用する給油取扱所（可搬式制御機器のみを使用する顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所を除く。）

b 定めるべき事項

携帯型電子機器の取扱いに係る次の事項を定めていること。

(a) 使用することができる携帯型電子機器の規格等に関すること。

なお、防爆構造のもの又は「IEC 60950-1」、「JIS C 6950-1」、「IEC 62368-1」、「JIS C 62368-1」の規格に適合するものを使用すること。

(b) 携帯型電子機器の落下防止の保護措置に関すること。

なお、落下防止の保護措置には、肩掛け紐付きカバー又はアームバンドがある。

(c) 携帯型電子機器の用途、使用できる場所及び管理体制に関すること。

(d) 携帯型電子機器の使用中に火災等の災害が発生した場合に取るべき措置に関すること。

(エ) 営業時間内に屋外での物品販売等の業務を行う給油取扱所の自主保安基準【R2消防危88】

a 定める必要がある危険物施設

営業時間内に屋外で物品販売等の業務を行う給油取扱所

b 定めるべき事項

営業時間内に屋外で行う物品販売等の業務に係る次の事項を定めていること。

(a) 屋外の物品販売等を行うことができる場所の選定に関すること。

なお、当該場所の選定は、車両導入路を含む給油空地等を避け、火災時の顧客の避難経路等を考慮した場所を選定し、さらに、二方以上が開放されていない屋内給油取扱所の場合は、避難のための空地を避けること。

(b) 火災時における顧客の避難経路や避難誘導体制等に係る事前計画に関すること。

(c) 裸火等の器具の使用禁止に関すること。

(d) 防爆構造以外の機器等の使用禁止場所の範囲に関すること。

(e) 消火器や消火設備の使用の妨げとなる場所における物品の展示等の制限に関すること。

(f) 物品販売等を行う場所への人や車両の動線に関すること。

なお、導線は、地盤面上に表示するか、ロープ等を用いて明確にすること。

(g) 物品販売等の業務を行う場所の明示に関すること。

なお、当該場所の明示には、地盤面に明示する白線等がある。

(h) レンタカー、カーシェアリング、中古車販売等で自動車を展示等することができる場所に関すること。

なお、次の場所を避けること。

① 給油空地及び注油空地

② 危政令第17条第2項第9号に定める避難空地

③ 危省令第40条の3の4第1号に定める固定給油設備の区分に応じた距離以内となる部分

④ 専用タンクの注入口から3m以内の部分

⑤ 専用タンクの通気管の先端から水平距離1.5m以内の部分

⑥ 給油空地への車両導入路

(i) 自動車以外の物品を展示等することができる場所に関すること。

なお (h)④及び⑤の場所を努めて避けるものとし、やむを得ず避けられない場合は、移動タンク貯蔵所から専用タンクに荷卸し作業時に物品を移動すること。

(j) 防火塀の周辺に物品を展示等する給油取扱所にあつては、防火塀の高さ以上に物品等を積み重ねない等の延焼防止措置に関すること。

(キ) 震災時等に緊急用ポンプを使用する給油取扱所の自主保安基準

a 定める必要がある危険物施設

震災時等に緊急用ポンプを使用する給油取扱所

b 定めるべき事項

緊急用ポンプの使用に係る次の事項を定めていること。

(a) 緊急用ポンプを使用できる条件に関する事項

① 緊急用ポンプは、給油取扱所において震災時等の緊急活動、復旧活動等のために自動車等に給油等を行う場合で、震災等の被害により固定給油設備等が使用できない場合に限り使用すること。

② 緊急点検及び施設再開の可否判断により、緊急用ポンプを使用する上で安全上支障がないと判断した場合に限り使用すること。

(b) 緊急用ポンプの使用場所の選定に関する事項

緊急用ポンプを使用する場所は、緊急用ポンプの規格（ホース・接地導線の長さ）及び専用タンク等の位置を考慮し、緊急用ポンプを安全に使用できる場所をあらかじめ定めておくこと。

なお、緊急用ポンプを安全に使用できる場所は、次の条件に適合する必要があること。

① 給油空地等の範囲内であり、危政令第17条第1項第12号に定める間隔を確

保できること。

- ② 緊急用ポンプにより給油等を受ける自動車等が、給油空地等からはみ出ないこと。

(c) 緊急用ポンプを使用する場合の安全対策に関する事項

- ① 緊急用ポンプは、ポンプごとに油種を限定し、1のポンプにより2以上の油種を給油しないこと。
- ② 緊急用ポンプによる給油作業等を行う者は、当該給油取扱所の勤務員とし、危険物保安監督者又は危険物取扱者が立会うこと。
- ③ 緊急用ポンプによる給油作業等を行う場合は、帯電防止衣を着用すること。
- ④ 緊急用ポンプを使用する位置となる付近に消火器を配備すること。
- ⑤ 緊急用ポンプの接地導線を給油取扱所の接地端子等に接続し、接地すること。
- ⑥ 緊急用ポンプの吸入ホースは、専用タンクの計量口等に挿入するものとし、専用タンクに接続している注入管等既設配管の継手部を離脱して吸入ホースを挿入しないこと。
- ⑦ 緊急用ポンプの吸入ホースを挿入した計量口等の隙間から、可燃性蒸気が放出しない措置を講ずること。
- ⑧ 緊急用ポンプの吸入ホース及び給油ホースは、緊急用ポンプ本体に確実に緊結すること。
- ⑨ 給油取扱所の車両誘導等を適切に行うとともに、緊急用ポンプ本体、吸入ホース等への自動車衝突防止措置を講ずること。
- ⑩ 緊急用ポンプにより給油等を行う際は、裸火等の機具の有無等周囲の安全を確認するとともに、自動車等のエンジンを停止させること。
- ⑪ 給油作業等を終え、緊急用ポンプを撤収する際には、吸入ホース、ポンプ等の残油の抜き取りを行うとともに、専用タンクの計量口等のふたを閉鎖すること。

(d) 緊急用ポンプの保管と維持管理に関する事項

- ① 緊急用ポンプの保管場所は屋内とし、施錠管理により盗難防止に配慮すること。また、保管場所を勤務員に周知すること。
- ② 緊急用ポンプは、メンテナンス業者の点検を受ける等により、適正に維持管理すること。

(e) 緊急用ポンプの操作等に係る勤務員への教育及び訓練に関する事項

- ① 給油取扱所の勤務員に対して、緊急用ポンプの操作等に係る必要な教育及び訓練を行うこと。
- ② 緊急用ポンプの操作訓練、試運転等において、専用タンクからの給油等を実際に行う場合は、営業を一時停止するとともに、給油量を必要最小限、かつ、指定数量未満とすること。

(ク) 震災時等に緊急用発電機を使用する給油取扱所の自主保安基準

a 定める必要がある危険物施設

震災時等に緊急用発電機を使用する給油取扱所

b 定めるべき事項

緊急用発電機の使用に係る次の事項を定めていること。

(a) 緊急用発電機を使用できる条件に関する事項

① 緊急用発電機は、給油取扱所において震災時等の緊急活動、復旧活動等のために自動車等に給油等を行う場合で、震災等の被害により固定給油設備等が使用できない場合に限り使用すること。

② 緊急点検及び施設再開の可否判断により、緊急用発電機を使用する上で安全上支障がないと判断した場合に限り使用すること。

(b) 緊急用発電機の使用場所の選定に関する事項

緊急用発電機を使用する場所は、次の場所以外の場所をあらかじめ定めておくこと。

なお、緊急用発電機を屋内に設置する場合、緊急用発電機の排気を屋外に排出することができる設備等を有する室内とすること。

① 給油空地及び注油空地

② 給油空地への車両導入路

③ 専用タンクの注入口から 3 m 以内の部分

④ 専用タンクの通気管の先端から水平距離 1.5 m 以内の部分

⑤ 危政令第 17 条第 2 項第 9 号に定める通風及び避難のための空地

⑥ 可燃性蒸気が漏れ、又は滞留するおそれのある場所

⑦ 油庫、雑品庫等危険物又は可燃物が存在する場所

(c) 緊急用発電機を使用する場合の安全対策に関する事項

① 緊急用発電機を使用する場合、本体を接地するとともに、周囲に危険物、可燃性蒸気、可燃物等がないことを確認すること。

② 緊急用発電機に燃料を補給する場合又は緊急用発電機を移動する場合、緊急用発電機の運転を停止すること。

③ 緊急用発電機の電源ケーブルは、2 本以上のケーブルを接続して使用しないこと。

(d) 緊急用発電機の保管と維持管理に関する事項

① 緊急用発電機の保管場所は、施錠管理等により盗難防止に配慮すること。

また、保管場所を勤務員に周知すること。

② 緊急用発電機は、メンテナンス業者の点検を受ける等により適正に維持管理すること。

(e) 緊急用発電機の操作等に係る勤務員への教育及び訓練に関する事項

給油取扱所の勤務員に対して、緊急用発電機の操作等に係る必要な教育及び訓練

を行うこと。

(ケ) 急速充電設備の監視等に係る自主保安基準【R 6 消防危 4 0】

a 定める必要がある危険物施設

電気自動車に充電する設備（以下「急速充電設備」という。）を設置する給油取扱所

b 定めるべき事項

急速充電設備の適切な監視及び緊急遮断装置の操作方法等に係る従業員への教育の徹底について定めていること。

(コ) 圧縮天然ガス等充填設備を設置する給油取扱所の自主保安基準【H 2 9 消防危 3 1】

a 定める必要がある危険物施設

圧縮天然ガス又は液化石油ガス（以下「圧縮天然ガス等」という。）等を内燃機関の燃料として用いる自動車等に当該圧縮天然ガス等を充填する設備（以下「圧縮天然ガス等充填設備」という。）を設置する給油取扱所

b 定めるべき事項

圧縮天然ガス等充填設備の保安管理に係る次の事項を定めていること。

(a) 高压ガス製造保安統括者、高压ガス製造保安係員も予防規程の立案、改正に参画すること。

(b) 高压ガス製造保安統括者、高压ガス製造保安係員の職務代行者及び保安に係る職務に関すること。

(c) 圧縮天然ガス等による災害に対応した消火活動、応急措置、防災資機材等に関すること。

(d) 圧縮天然ガスタンドのディスペンサー及びガス配管を給油空地に設置する給油取扱所にあつては、固定給油設備の1回の連続したガソリン等の給油量上限の設定に関すること。

(サ) 圧縮水素充填設備を設置する給油取扱所の自主保安基準【H 2 4 消防危 1 4 0】

a 定める必要がある危険物施設

水素自動車に水素を充填するための設備（以下「圧縮水素充填設備」という。）を設置する給油取扱所

b 定めるべき事項

圧縮水素充填設備の保安管理について、(コ) b (a) 及び(b)の事項のほか、次の事項を定めていること。

(a) 危険物保安監督者とは別の高压ガス製造保安統括者を選任すること。

(b) 災害時における危険物保安監督者と高压ガス製造保安統括者との連携に関すること。

(c) 高压ガス製造保安統括者不在時の危険物保安監督者の取るべき初期対応等に関すること。

- (d) 圧縮水素による災害に対応した消火活動、応急措置、防災資機材等に関すること。
- (e) 固定給油設備側への水の流入を防止するための土のうの備蓄等及びその運用に関すること。
- (f) 圧縮水素スタンドへのディスペンサー及びガス配管を給油空地内に設置する給油取扱所にあつては、固定給油設備の1回の連続したガソリン等の給油量上限の設定に関すること。
- (g) 危険物から水素を製造するための改質装置の遠隔監視を行う給油取扱所にあつては、次の事項に関すること。
 - ① 改質装置の監視、制御を行う体制に関すること。
 - ② 改質装置における火災等の緊急時における連絡体制（消防機関への通報を含む。）及び対応体制に関すること。
 - ③ 改質装置の監視、制御を行う場所に関すること。
 - ④ 改質装置における火災等の緊急時における連絡及び対応についての訓練に関すること。
- (シ) 情報提供型A I システムを導入する顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の自主保安基準【R 5 消防危 1 2 4】
 - a 定める必要がある危険物施設
情報提供型A I システムを導入する顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所
 - b 定めるべき事項
情報提供型A I システムの導入に伴う保安管理等の基準について次の事項を定めていること。
 - (a) 甲種又は乙種の危険物取扱者による給油許可及び監視体制に関すること。
 - (b) A I システムによる監視の対象となる給油レーンを利用する顧客に対する監視事実の周知（給油レーンへの標示、ポスター掲示、固定給油設備への画面表示、音声案内等）に関すること。
 - (c) A I システムが正常な情報を危険物取扱者に提供できない状況にある時のシステム停止に関すること。
- (ス) L P G バルク貯槽を設置する給油取扱所の自主保安基準【H 1 0 消防危 9 0】
 - a 定める必要がある危険物施設
コインランドリー及び事務所において使用する燃料を貯蔵するL P G バルク貯槽を設置する給油取扱所
 - b 定めるべき事項
L P G タンクローリーからの受入れ中の安全対策について定めていること。
- (セ) 建築物の屋上に設ける航空機給油取扱所の自主保安基準【H 2 7 消防危 2 6 8】
 - a 定める必要がある危険物施設
建築物の屋上に設ける航空機給油取扱所

b 定めるべき事項

災害その他の非常時の危険物の移送の緊急停止、初期消火、通報等について定めていること。

(7) 条件付自動型A Iシステムの導入に向けた実証実験を実施する顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所の自主保安基準【R 6 消防危 7 5】

a 定める必要がある危険物施設

条件付自動型A Iシステムの導入に向けた実証実験を実施する顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所

b 定めるべき事項

条件付自動型A Iシステムの導入に向けた実証実験の実施に伴う保安管理等の基準について、次の事項を定めていること。

(a) 実証実験は、セルフ給油取扱所の事業者が定める実証実験の実施要領に基づき実施すること。

また、次のいずれかに該当するに至った場合は、実証実験を中止し、再開時は事前にその旨を管轄消防機関に連絡すること。

① 実証実験の実施要領と異なる方法等で実証実験が行われていると認められるとき。

② 条件付自動型A Iシステムを構成する設備若しくは機器の故障、システム障害又は通信障害が発生し、条件付自動型A Iシステムが正常に機能しない状況が発生したと認められるとき。

③ セルフ給油取扱所で事故等が発生し、安全が確保されないと認められるとき。

(b) セルフ給油取扱所の環境条件が条件付自動型A Iシステムの利用範囲内（天候、視界等）にあるときのみ、条件付自動型A Iシステムによる給油監視許可を行い、当該範囲外となった場合には、直ちに条件付自動型A Iシステムによる給油許可監視を停止すること。

(c) 実証レーンを標示等により明示するとともに、A Iシステムによる給油許可監視の実証実験を行っている旨を顧客に周知すること。また、静電気の除去等に係る必要な保安上の注意喚起を行うこと。

(d) 危険物保安監督者及び従業員に対し、実証実験で用いる条件付自動型A Iシステムの仕様、機能及び利用方法に関して周知すること。

(e) 条件付自動型A Iシステムの作動状況の監視及び実証レーンにおける給油許可監視を行う従業員を配置するとともに、すべての実証レーンについて、次に掲げる対応が確実にできる体制を確保すること。

① 条件付自動型A Iシステムからの交代要求がなされた場合に、直ちに従業員が給油監視許可を引き継ぎ、従業員が給油又は注油の許可に係る判断を行い、危険物の供給又はその停止を行うこと。

- ② 条件付自動型A I システムが自動停止した場合に、従業員が安全を確認の上、条件付自動型A I システムによる給油許可監視の再開に係る判断を行うこと。
- ③ 条件付自動型A I システムが適正に作動しなかった場合に、従業員が給油又は注油の許可に係る判断を行い、危険物の供給又はその停止を行うこと。
- ④ 実証レーンにおいて事故等が発生した場合に、従業員が直ちに危険物の供給の緊急停止その他の応急対応を行うこと。
- ⑤ 可搬式制御機器を用いる場合、当該制御機器の使用は当該セルフ給油取扱所内で行うものとし、顧客から呼び出し等があった場合は直ちに従業員が対応し、顧客の給油作業等について必要な指示等を行うこと。
- (f) 実証実験で用いる条件付自動型A I システムに係る設備及びソフトウェアの適切な保守管理（電源及び通信環境の確保を含む。）を徹底すること。
- (g) 条件付自動型A I システムの作動状況等に係る記録の保存データを適切に管理すること。

ウ 一般取扱所に係る事項

(ア) N A S 電池を設置する一般取扱所の自主保安基準【H 1 1 消防危 5 3】

- a 定める必要がある危険物施設
N A S 電池を設置する一般取扱所
- b 定めるべき事項

N A S 電池の保安管理に係る次の事項を定めていること。

- (a) N A S 電池の監視、制御等を行う場所及び監視、制御等の体制に関すること。
- (b) N A S 電池で火災等が発生した場合の連絡体制及び対応体制に関すること。

(イ) 非常用発電設備等の排気筒を不燃材料被覆する一般取扱所の自主保安基準

- a 定める必要がある危険物施設
(a) から (c) のすべてに当てはまる一般取扱所
- (a) 危規則第 2 8 条の 5 7 第 2 項を適用する区画室単位の一般取扱所
- (b) 非常用発電設備等の排気筒が、一般取扱所とその他の部分を区画する壁又は床を貫通する一般取扱所
- (c) 第 4 「一般取扱所」 4 (2) エ (イ) c (c) ② に掲げる危政令第 2 3 条の特例要件として、排気筒の周囲を金属以外の不燃材料で有効に被覆する一般取扱所
- b 定めるべき事項

定期点検時及び地震等災害後の排気筒の点検方法について定めていること。

(ウ) 非常用発電設備の遠隔制御等を行う一般取扱所の自主保安基準

- a 定める必要がある危険物施設
非常用発電設備の遠隔制御等を行う一般取扱所
- b 定めるべき事項

非常用発電設備の遠隔制御等について、次の事項を定めていること。

- (a) 遠隔制御等は、危険物取扱者が行うか又は立会うこと。
- (b) 遠隔制御場所及び遠隔制御等を行うための実施基準、体制に関すること。
- (c) 非常用発電設備で火災等が発生した場合の連絡体制（消防機関への通報含む。）及び対応体制に関すること。
- (d) その他遠隔監視の体制等に応じた必要な事項に関すること。
- (エ) リチウムイオン蓄電池の遠隔制御等を行う一般取扱所の自主保安基準
 - a 定める必要がある危険物施設
 - リチウムイオン蓄電池の遠隔制御等を行う一般取扱所
 - b 定めるべき事項
 - リチウムイオン蓄電池の遠隔制御等について、次の事項を定めていること。
 - (a) 遠隔制御等は、危険物取扱者が行うか又は立会うこと。
 - (b) 遠隔制御場所及び遠隔制御等を行うための実施基準、体制に関すること。
 - (c) リチウムイオン蓄電池設備で火災等が発生した場合の連絡体制（消防機関への通報含む。）及び対応体制に関すること。
- (オ) 油入ケーブル撤去工事等の一般取扱所の自主保安基準
 - a 定める必要がある危険物施設
 - 第4「一般取扱所」5(10)に掲げる油入ケーブル撤去工事等の一般取扱所
 - b 災害時における消防隊への報告について、次の事項を定めていること。
 - (a) 施設概要
 - ① 消防隊進入口の位置
 - ② マンホール、給排気口及び防火区画の位置等洞道内の構造
 - ③ 施設責任者の所在及び連絡先
 - (b) 人的情報
 - ① 当日の作業員の人数及び傷者の有無
 - ② 要救助者の有無及び場所
 - (c) 災害状況等
 - ① 出火場所、燃焼物及び延焼範囲
 - ② 工事・作業等の内容
 - ③ 危険物の漏えい拡大危険の有無
 - ④ 作業員による処置の内容
- エ その他の事項
 - (ア) 危険物の取扱工程又は設備等の変更に伴う危険要因の把握及び当該危険要因に対する対策【危規則第60条の2第1項第8号の3関係】【H17消防危14】
 - a 定める必要がある危険物施設
 - 全ての製造所、一般取扱所
 - b 定めるべき事項

危険物の取扱工程又は設備等の変更に伴い実施する危険要因の把握及び当該危険要因に対する対策の樹立方法を定めていること。

なお、主な方法としてはチェックリスト（checklist Analysis、HAZOP、What、if、FTA等の危険性評価方法があること。

(イ) 単独荷卸しを行う危険物施設が講じる安全対策【H30消防危44及びR5消防危327】

a 定める必要がある危険物施設

危険物施設の危険物取扱者の立会いなしに、移動タンク貯蔵所に乗務する危険物取扱者が単独で荷卸し（以下「単独荷卸し」という。）を行う危険物施設

b 定めるべき事項

単独荷卸しに係る次の事項を定めていること。

- (a) 単独荷卸しの仕組みに基づき、単独荷卸しを実施すること。
- (b) 危険物保安監督者、勤務員の勤務体制の確保に関すること。
- (c) 危険物施設に設置する単独荷卸しに係る安全対策設備の維持管理に関すること。
- (d) 単独荷卸しの仕組み（給油取扱所等に設置する安全対策設備、運送業者及び石油供給者が実施すべき事項）の把握と実施状況の確認に関すること。
- (e) 危険物施設の危険物保安監督者及び勤務員への教育に関すること。
- (f) 単独荷卸しに係る事故等の異常事態発生時の対応に関すること。
- (g) 次の書類を添付すること。
 - ① 危険物保安技術協会が交付した評価結果通知書の写し
 - ② 単独荷卸しを実施する運送業者名を記載した書類
 - ③ 石油供給者又は自ら単独荷卸しを行う運送業者が、評価を受けた単独荷卸しの仕組みに基づき、単独荷卸しを実施することを危険物施設に対して確約した契約書等の写し
- (h) 運行管理者が運送業者等の事務所に常駐しない場合は、次の事項を定めていること。
 - ① 給油取扱所の危険物保安監督者等と運行管理者の連絡体制
 - ② 災害発生時の応急措置に係る運行管理者から乗務員への指示体制

(ウ) 危険物施設に太陽光発電設備を設置する場合の安全対策等【H27消防危135】

a 定める必要がある危険物施設

第3「製造所」4(1)ナ(ウ)に掲げる太陽光発電設備を設置する危険物施設

b 定めるべき事項

火災等の事故が発生した場合及び危険物施設に影響を及ぼす不具合が太陽光発電設備に生じた場合の対応について、次の事項を定めていること。

- (a) 活動中の消防隊員が、誤って感電しないようにするための表示に関すること。
- (b) 太陽光発電設備からの電力供給を遮断する措置に関すること。

- (c) 補修等の必要な対応を速やかに行うための体制の構築に関すること。
- (エ) ガイドラインにより精緻な危険区域を設定し、非防爆機器を点検等に用いる危険物施設が定める自主行動計画【H31消防危84】
- a 定める必要がある危険物施設
- 第16「電気設備」3(7)に掲げる平成31年4月に経済産業省が策定した「プラント内における危険区域の精緻な設定方法に関するガイドライン」により精緻な危険区域を設定し、当該区域を非防爆機器であるセンサーやタブレット等を用いて点検等を行う危険物施設
- b 定めるべき事項
- 当該ガイドラインに沿って危険区域を設定する際は、事業所に平成31年4月24日消防危第84号の別添2を参考に自主行動計画を策定するよう指導するとともに、事業所が自主行動計画を策定した場合は、当該計画を予防規程に定めていること。
- (オ) ドローンによる危険物施設の点検や災害時の現場確認等の飛行計画【R2消防危74】
- a 定める必要がある危険物施設
- 危険物施設の点検や災害時の現場確認等でドローンの使用が計画されている危険物施設
- b 定めるべき事項
- 危険物施設の所有者等において作成された飛行計画書を定めていること。
- なお、定期点検におけるドローンの活用については、一次的なスクリーニングの位置付けに留めるものであり、定期点検における目視点検等の代替として活用できるものではないことに留意すること。
- (カ) ドライコンテナによる危険物の貯蔵【R4消防危283】
- a 定める必要がある危険物施設
- ドライコンテナにより危険物を貯蔵する屋内貯蔵所又は屋外貯蔵所
- b 定めるべき事項
- ドライコンテナによる危険物の貯蔵について、次の事項を定めていること。
- (a) ドライコンテナは、それ自体を輸送することを目的として保管しているものであり、目的外の使用（倉庫として物品を出し入れする等）はしないこと。
- (b) ドライコンテナの施錠及び貯蔵所内での危険物の開封に関すること。
- (c) ドライコンテナを積み重ねる場合の品名指定及び高さ制限に関すること。
- (d) ドライコンテナ外部への表示（品名、危険等級、化学名、数量及び危険物に応じた注意事項等）に関すること。
- (e) ドライコンテナを複数置く場合の間隔に関すること。